

最高人民法院による
「中華人民共和国行政訴訟法」の適用におけ
る若干問題に関する解釈

2015年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による「中華人民共和国行政訴訟法」の適用における若干問題に関する
解釈

出所：最高人民法院 公布：2015年4月27日 11時11分59秒

「最高人民法院による『中華人民共和国行政訴訟法』の適用における若干問題に関する解釈」は2015年4月20日に最高人民法院審判委員会第1648回會議に可決された。ここに公布し、2015年5月1日より施行する。

最高人民法院

2015年4月22日

法積（2015）9号

最高人民法院による『中華人民共和国行政訴訟法』の適用における若干問題に関する
解釈

（2015年4月20日最高人民法院審判委員会第1648回會議にて可決）

第12期全国人民代表大会常務委員会第11回會議において改正が決定した「中華人民共和国行政訴訟法」を正しく適用するために、人民法院の行政裁判業務の実情を踏まえ、ここに関連条項の適用に関する問題について次のとおり解釈を行う。

第1条 人民法院は訴訟要件に符合する事件を立件し、当事者による訴訟権利の行使を法に基づいて保障しなければならない。

当事者が法に基づいて提起した訴訟について、人民法院は行政訴訟法第51条の規定により、訴状を一律受領しなければならない。訴訟要件に符合する旨の判断が可能である場合、その場で立件登記を行わなければならない。その場で訴訟要件に符合するか否か判断できない場合、訴状を受領した後7日以内に立件するか否かを決定しなければならない。7日以内になお判断できない場合、先に立件しなければならない。

訴状の内容又は資料に不備がある場合、人民法院は補正が必要な内容、補充が必要な資料及び期間を一括ですべて当事者に告知しなければならない。指定の期間内に補正しかつ訴訟要件に符合している場合、立件登記を行わなければならない。当事者が補正を拒絶又は補正を経てもなお訴訟要件に符合しない場合、立件しない旨の決定を下し、かつ立件しない理由を明記しなければならない。

当事者は立件しない旨の決定を不服とする場合、上訴を提起することができる。

第2条 行政訴訟法第49条第3号で規定される「具体的な訴訟上の請求がある」とは次の事項を指す。

- (1) 行政行為の取り消し又は変更判決の請求
- (2) 行政機関による法定の職責又は給付義務の履行を命じる判決の請求
- (3) 行政行為の違法確認判決の請求
- (4) 行政行為の無効確認判決の請求
- (5) 行政機関による賠償又は補償判決の請求
- (6) 行政合意書に関する紛争解決の請求
- (7) 規則以下の規範性文書に対する同時審査の請求
- (8) 関連の民事紛争の同時解決の請求
- (9) その他の訴訟上の請求

当事者が訴訟上の請求を正確に表現できない場合、人民法院は釈明しなければならない。

第3条 次のいずれかの状況に該当し、すでに立件されている場合、提訴の棄却の決定を下さなければならない。

- (1) 行政訴訟法第49条の規定に符合しない。
- (2) 法定の訴訟提起期間を超えかつ正当な理由がない。
- (3) 被告の列举に誤りがあるにもかかわらず変更を拒絶した。
- (4) 法律の規定に基づく法定代理人、指定代理人、代表人による訴訟行為でない。
- (5) 法律・法規の規定に基づき先に行政機関に不服審査を請求していない。
- (6) 訴えの重複提起がある。
- (7) 訴えを取り下げた後、正当な理由なく再度訴訟を提起した。
- (8) 行政行為がその合法的な権利利益に対し実際の影響を及ぼさないことが明らかである。
- (9) 訴訟対象がすでに有効な決定・判決による拘束を受けている。
- (10) その他の法定の訴訟要件に符合しない。

人民法院が資料の確認、調査及び当事者への聴取を経て、開廷審理が不要と判断した場合、直接提訴の棄却の決定を下すことができる。

第4条 公民、法人又はその他の組織が行政訴訟法第47条第1項の規定に基づいて、行政機関による法定の職責の不履行に対し訴訟を提起する場合、行政機関による法定の職責の履行期間満了後6か月以内に提出しなければならない。

第5条 行政訴訟法第3条第3項で規定される「行政機関の責任者」には、行政機関の正・副職の責任者が含まれる。行政機関の責任者が出廷し応訴する場合、別途1～2名の訴訟代理人に委任することができる。

第6条 行政訴訟法第26条第2項で規定される「不服審査機関による元の行政行為の維持決定」には、不服審査機関の不服審査請求又は不服審査請求棄却が含まれる。ただし、不服審査請求が受理要件を満たさないことを理由として棄却する場合は除く。

行政訴訟法第26条第2項で規定される「不服審査機関による元の行政行為の変更」とは、不服審査機関が元の行政行為を変更した処理結果を指す。

第7条 不服審査機関が元の行政行為の維持を決定した場合、元の行政行為を実施した行政機関及び不服審査機関を共同被告とする。原告が元の行政行為を実施した行政機関又は不服審査機関のいずれかに対してのみ訴訟を提起した場合、人民法院は原告に対し被告の追加を告知しなければならない。原告が追加に同意しない場合、人民法院はもう一方の機関を共同被告としなければならない。

第8条 元の行政行為を実施した行政機関及び不服審査機関が共同被告である場合、元の行政行為を実施した行政機関が事件の事物管轄を確定する。

第9条 不服審査機関が元の行政行為を維持する決定を下した場合、人民法院は元の行政行為の適法性ととも、不服審査手続きの適法性についても併せて審査する。

元の行政行為を実施した行政機関及び不服審査機関は元の行政行為の適法性に対して共同で挙証責任を負い、そのうちのいずれかの機関が挙証行為を実施することができる。不服審査機関は不服審査手続きの適法性について挙証責任を負う。

第10条 人民法院は元の行政行為に対し判決を下すととも、不服審査の決定に対しても併せて相応の判決を下さなければならない。

人民法院は元の行政行為及び不服審査の決定を取り消す判決を下した場合、元の行政行為を実施した行政機関による行政行為のやり直しを命じる判決を下すことができる。

人民法院は元の行政行為を実施した行政機関による法定の職責又は給付義務履行を命じる判決を下した場合、同時に不服審査の決定取り消しの判決を下さなければならない。

元の行政行為が適法で、不服審査の決定が法定の手続きに違反している場合、不服審査の決定の違法確認の判決を下すととも、原告による元の行政行為に対する訴訟上の請求の棄却の判決を下さなければならない。

元の行政行為が取り消されて違法又は無効が確認され、原告に損失を与えた場合、元の行政行為を実施した行政機関は賠償責任を負わなければならない。不服審査手続きの違法により原告に損失を与えた場合、不服審査機関が賠償責任を負う。

第11条 行政機関が公共利益又は行政管理目標を実現するために、法定の職責の範囲内において、公民、法人又はその他の組織と協議の上で締結した行政法上の権利義務に関する内容を有する合意書は、行政訴訟法第12条第1項第11号で規定される行政合意書に該当する。

公民、法人又はその他の組織が次の行政合意書について行政訴訟を提起した場合、人民法院は法に基づいて受理しなければならない。

- (1) 政府特別許可経営合意書
- (2) 土地、家屋などの徴収・徴用補償合意書
- (3) その他の行政合意書

第12条 公民、法人又はその他の組織が、行政機関が法に基づいて合意の内容を履行しないこと、取り決めに基づいて合意の内容を履行しないことに対し訴訟を提起した場合、民事法規範の訴訟の時効に関する規定を参考にし、行政機関による一方的な合意書の変更、解除などの行為に対し訴訟を提起した場合、行政訴訟法及びその司法解釈の訴訟提起の期間に関する規定を適用する。

第13条 行政合意書に対し訴訟を提起した事件については、行政訴訟法及びその司法解釈の規定を適用し管轄法院を確定する。

第14条 人民法院は行政機関が法に基づいて合意の内容を履行したか否か、取り決めに基づいて合意の内容を履行したか否か又は一方的な合意書の変更、解除が適法か否かについて審査する場合、行政法規範を適用するとともに、行政法及び行政訴訟法の強行規定に違反していない民事法規範を適用することができる。

第15条 原告が、被告が法に基づいて合意の内容を履行しない、取り決めに基づいて合意の内容を履行しない又は一方的な協議の変更、解除が違法である旨を主張し、理由が成立した場合、人民法院は原告の訴訟上の請求に基づいて合意書の有効の確認、被告による合意内容の履行継続の判決を下し、かつ履行の継続に関する具体的な内容を明確にし、被告が履行を継続できない又は履行の継続がすでに実質的な意義を持たない場合、被告が相応の救済措置を講じる旨の判決を下し、原告に損失を与えた場合、被告に損害賠償を命じる判決を下すことができる。

原告が合意書の解除又は合意書の無効の確認を請求し、理由が成立した場合、協議の解除又は協議の無効の確認の判決を下し、かつ契約法など関連する法律の規定に基づいて処理を行う。

被告が公共利益に関する必要性又はその他の法定の理由により一方的に合意書を変更、解除し、原告に損失を与えた場合、被告に補償を命じる判決を下す。

第16条 行政機関が法に基づいて合意の内容を履行しない、取り決めに基づいて合意の内容を履行しないことに対し訴訟を提起した場合、訴訟費用は民事事件に関する納付基準に準ずるものとし、行政機関による一方的な合意書の変更、解除などの行為に対し訴訟を提起した場合、訴訟費用は行政事件に関する納付基準を適用する。

第17条 公民、法人又はその他の組織が、行政訴訟法第61条で規定される関連の民事紛争に対し同時審理を請求する場合、一審の開廷審理の前に提起しなければならず、正当な理由がある場合、法廷調査の中で提出することもできる。

次のいずれかの状況に該当する場合、人民法院は民事紛争の同時審理を認めない旨の決定を行い、かつ法に基づいてその他のルートを通じて権利の主張が可能であることを当事者に告知しなければならない。

- (1) 行政機関が先に処理しなければならないと法律で規定されている。
- (2) 民事訴訟法の専属管轄に関する規定又は合意管轄に関する取り決めに違反する。
- (3) すでに仲裁が申請されている又は民事訴訟が提起されている。
- (4) 同時審理に適さないその他の民事紛争

認めない旨の決定に対し不服審査を一回申請することができる。

第18条 人民法院は、行政訴訟において関連の民事紛争の同時審理を行う場合、民事紛争を単独で立件し、同一の裁判組織が審理しなければならない。

行政機関が民事紛争に対し裁決を下した事件の審理において、民事紛争の同時審理を行う場合、別途立件しない。

第19条 人民法院が関連する民事紛争の同時審理を行う場合、民事法規範の関連規定を適用する、ただし、法律で別途規定がある場合を除く。

調停における当事者による民事上の権利利益の処分については、訴訟を提起された行政行為の適法性の審査の根拠とすることはできない。

行政紛争と民事紛争は個別に決定・判決を下さなければならない。当事者が行政紛争の決定・判決又は民事紛争の決定・判決のいずれかに対してのみ上訴を提起した場合、上訴が提起されていない決定・判決は上訴期間の満了後に即法的効力を生じる。一審人民法院は事件に関するすべての資料を併せて二審人民法院に移送し、行政審判廷で審理を行う。二審人民法院は、上訴が提起されていない有効な決定・判決に確かな誤りがあることがわかった場合、裁判監督手続きに基づいて再審を行わなければならない。

第20条 公民、法人又はその他の組織が人民法院に行政訴訟法第53条で規定される規範性文書の同時審査を請求する場合、一審の開廷審理の前に提起しなければならず、正当な理由がある場合、法廷調査の中で提出することもできる。

第21条 規範性文書が非合法である場合、人民法院は行政行為の適法性の認定の根拠とせず、かつ決定・判決理由において明確に説明しなければならない。有効な決定・判決を下した人民法院は、規範性文書を制定した機関に対し処理に関する意見書を提出しなければならない、かつ制定機関と同級の人民政府又は一級上の行政機関に副本を送ることができる。

第22条 原告が被告に請求する法定の職責履行の理由が成立し、被告が違法に履行を拒絶した又は正当な理由なく期間を過ぎても応答しない場合、人民法院は行政訴訟法第72条の規定に基づいて、被告に対し一定期間内に原告が請求した法定の職責の法に基づく履行を命じる判決を下すことができ、なおも被告による調査又は裁量が必要な場合は、被告に対し原告の請求に基づいて処理のやり直しを命じる判決を下さなければならない。

第23条 原告が被告に対し救済金、最低生活保障金又は社会保険金などの給付義務の法に基づく履行を請求する理由が成立し、被告が法に基づいて給付義務を負っているにもかかわらず拒絶した又は履行義務を引き延ばしかつ正当な理由がない場合、人民法院は行政訴訟法第73条の規定に基づいて、被告に対し一定期間内に相応の給付義務の履行を命じる判決を下すことができる。

第24条 当事者が一級上の人民法院に再審を請求する場合、判決、決定又は調停書が法的効力を生じた後6か月以内に提出しなければならない。次のいずれかの状況に該当する場合、それを知った日又は知るべきであった日から6か月以内に提出しなければならない。

- (1) 原判決、決定を覆すに足りる新たな証拠がある。
- (2) 原判決、決定における事実認定の主な証拠が偽造であった。
- (3) 原判決、決定の根拠となる法律文書が取り消された又は変更された。

(4) 裁判官による事件の審理時に、業務上横領、収賄、私情による不正、法を曲げて決定・判決を下す行為があった。

第25条 次のいずれかの状況に該当する場合、当事者は人民検察院に対し控訴又は検察意見書の提出を申請することができる。

- (1) 人民法院が再審請求を棄却した。
- (2) 人民法院が期間を過ぎても再審請求に対する決定を下さない。
- (3) 再審の判決、決定に明らかに誤りがあった。

人民法院が控訴又は検察意見書に基づいて再審の判決、決定を下した後に、当事者が再審を請求した場合、人民法院はこれを立件しない。

第26条 2015年5月1日までに訴訟提起期間が満了していない場合、改正後の行政訴訟法の訴訟提起期間に関する規定を適用する。

2015年5月1日までに結審していない事件の審理期間は、改正前の行政訴訟法の審理期間に関する規定を適用する。改正前の行政訴訟法に基づいて手続きが完了している事項については、依然として有効とする。

2015年5月1日までに法的効力を生じた判決、決定又は行政賠償調停書の内容を不服として再審を請求した場合、又は人民法院が裁判監督手続きに基づいて再審を行う場合、手続きに関する規定は改正後の行政訴訟法の規定を適用する。

第 27 条 最高人民法院が以前公布した司法解釈と本解釈の内容が一致しない場合、本解釈を基準とする。

編集責任者：李艶波

出所：2015年4月27日付け中華人民共和国最高人民法院ホームページ
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-14294.html>